

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.6
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 伊藤 徳高
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー38階
【報告義務発生日】	令和3年3月2日
【提出日】	令和3年3月10日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	保有株券等の内訳の変更 株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	アジア開発キャピタル株式会社
証券コード	9318
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	サンフンカイ・ストラテジック・キャピタル・リミテッド (Sun Hung Kai Strategic Capital Limited)
住所又は本店所在地	香港、コーズウェイ・ベイ、ハイサン・アベニュー33、リー・ガーデン・ワン42階 (42nd Floor, Lee Garden One, 33 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和55年2月29日
代表者氏名	ロバート・ジェイムス・クインリヴァン (Robert James Quinlivan)
代表者役職	ディレクター (Director)
事業内容	投資持分の保有、証券取引及び金融業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー38階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 谷千明
電話番号	03-6438-5200

（2）【保有目的】

投資目的

（3）【重要提案行為等】

該当なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	39,750,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A 100,000,000	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 139,750,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 139,750,000		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U 100,000,000		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和3年3月2日現在）	V 1,294,102,123
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）	10.02
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	11.64

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和3年3月2日	新株予約権証券	50,000,000	3.59	市場外	処分	新株予約権の行使
令和3年3月2日	株券	50,000,000	3.59	市場外	取得	1株につき4.5円
令和3年3月2日	株券	10,250,000	0.74	市場内	処分	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ロックアップの合意

当会社は、2020年8月7日、発行会社との間で以下のとおり合意した。

- ・当会社は、2020年10月6日に第三者割当増資により取得した株式（当該株式）については、2020年10月6日から2021年10月5日の期間（ロックアップ期間）において市場内で売却しないこと
- ・当会社はロックアップ期間において、発行会社の取締役会の承認を得ることなく、当該株式を市場外で売却しないこと。かかる制限は、譲受人が当該株式を更に売却する場合にも適用される。
- ・当会社は、2020年10月6日に無償割当により取得した新株予約権証券（当該新株予約権証券）については、発行会社の取締役会の承認を得ることなく、譲渡しないこと。かかる制限は、譲受人が当該新株予約権証券を更に譲渡する場合にも適用される。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	178,875
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	
上記 (Y) の内訳	令和2年10月6日、無償割当により新株予約権317,000個（株式317,000,000株分）を取得（うち新株予約権167,000個は処分済み、新株予約権50,000個（株式50,000,000株分）については令和3年3月2日に行使済み）
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	178,875

② 【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

③ 【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地